

国分寺市障害者センター事業運営 における 企画提案書及び事業計画書



目 次

1. 事業計画及び企画提案書等	
(1)事業計画及び企画提案書	
①団体の理念・姿勢	1
②団体の安定性	3
③団体の継続性	5
④団体運営の透明性・公平性	7
⑤団体運営における法令等の遵守状況	9
⑥運営実績	11
⑦効率・効果的運営への取組状況	13
⑧受託への熱意・意欲	15
⑨事業運営の独創性	17
⑩施設管理の安全性への配慮	19
⑪利用者への対応状況（接遇・苦情対応）	20
⑫職員等の育成状況	21
⑬個人情報保護対策状況	22
⑭自主事業などの提案	23
⑮障害者の雇用状況	24
⑯高齢者の雇用状況	24
⑰管理運営に必要な提案金額	24
⑱環境への配慮	25
⑲地域雇用の状況	27
⑳災害時の対応	28
㉑他施設・機関との連携状況	29
㉒地域貢献状況	30
卷末資料	
「万葉の里で働くあなたへ」	31
広報誌「ことのは」	51
キャリアパス制度資料「給与等級制度の設計」	59
職場巡視チェックリスト	61
社会福祉法人万葉の里が保有する個人情報の保護に関する規程	63
社会福祉法人万葉の里 個人情報取扱要綱	75
社会福祉法人万葉の里 情報セキュリティに関する要綱	79
個人情報に関するチェックリスト	85
事業継続に向けた新型コロナウィルス対策	89
防災・災害対応マニュアル	91
感染症対策マニュアル	131
2. 収支計算書	149
3. 人員配置計画書	159

I. 団体の基本理念・姿勢について

私たち「社会福祉法人万葉の里」は、平成14年12月に「障害のある人もない人も安心して利用でき、交流できる場所『国分寺市障害者センター』」を運営する法人として設立されました。「萌黄色に緑、黄色、紅、大きい葉、小さい葉、万の葉が集まり、万世に続く里を築く、様々な障害のある方が安心して生活を続けられるようまほろばになりたい」という思いを込め「万葉の里」と法人名がつきました。

平成15年4月国分寺市障害者センターを開設してから3つの運営方針「1.利用者本位のサービスの実現」「2.専門性を活かせる職場づくり」「3.地域社会との連携と協働」に基づき運営を行ってまいりました。法人設立15年目を迎えた平成28年度に法人理念、基本方針を再確認し、新たに倫理綱領を定めました。これらのこと理解し、それに基づき支援が実践できるよう「万葉の里で働くあなたへ」という冊子を作成しました。入職時は、この冊子を活用し法人が支援として大切にしていることを共有するツールとして、会議等では支援を振りかえるツールとして活用しています。(★巻末に参考資料「万葉の里で働くあなたへ」添付)

「国分寺市総合ビジョン」における障害福祉施策では、障害のある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し、支えあいながら、ともに生きがいをもっていきいきと暮らせる環境が整えていることをを目指す姿として定められています。それが実現できるよう、その一役を担っていきたいと考えます。

①社会福祉法人万葉の里 法人理念

「ともに創る ともに生きる」

私たちは、障害のある一人ひとりに合わせた支援を、また、その支援ができる体制(組織)を創り、それを地域にまで拡大し、誰もが住みよい街をともに創ることを目指します。そして、地域との関係性を深めながら障害の有無を超え、利用者も職員も社会で生活する者として、ともに生きること、これらを実現することを共通の理念とします。

②社会福祉法人万葉の里 基本方針

1. 利用者本位のサービスの実現 ~利用者一人ひとりのニーズに応える支援をします~

利用者を中心に、一人ひとりのニーズに合わせた支援の中で、信頼関係を深めながら利用者が地域の一員として地域で生きてゆくことを実現します。

2. 専門性を活かした支援 ~支援の理論と技術の向上、よきチームプレーの実現に努めます~

利用者とともに生きていく支援者として、ソーシャルワークという専門性を活かした支援をベースに、支援者個々の持つ豊かな個性・特技等を活かしたチームワークで理念を実現します。

3. 地域社会との連携と協働 ~利用者・家族の参画と市民との協働に努めます~

さらに、利用者の存在や価値を高め、利用者の家族や地域の人たちとも、社会の一員として社会参加し、ともに生きていくための社会を実現します。

③社会福祉法人万葉の里 倫理綱領

1. 生命の尊厳

私たちは、利用者一人ひとりをかけがえのない存在として大切にします

2. 人権の擁護

私たちは、いかなる理由によっても利用者を差別せず、虐待、人権侵害を許さず、人としての権利を擁護します。

3. 個人の尊重

私たちは、利用者一人ひとりの個性・主体性・可能性を尊重します。

4. 自己決定への支援

私たちは、利用者の意思を尊重し、可能性を最大限に引き出す支援を行います。

5. プライバシーへの保護

私たちは、利用者のプライバシーの保護に努め、私的空间と時間の確保に配慮します。

6. 秘密保持

私たちは、守秘義務を厳守し、知り得た利用者の個人情報を守ります。

7. 社会への参加

私たちは、利用者が社会の一員として市民生活が送れるように支援します。

④社会福祉法人万葉の里ロゴマーク

設立15年目を迎えた年、法人の理念を図案化し、理念を理解してもらえるよう、利用者、職員の投票によってロゴマークを作成しました（以下参照）。シンボルマークは葉とともに感じられるカタチを円にして繋げることで、「ともに」という理念と「里」という場、永続性を表現しました。色は、「萌黄色に緑、黄色、紅」としています。また、ロゴタイプはマークとの相性がよく、「葉」を想起させる、柔らかで、なだらかな文字をモチーフにデザインしました。



現在、このロゴマークはパンフレット、名刺、名札等に明記しています。また、令和3年度に実施された法人のお祭りの企画の一つとして、型を取り、利用者皆さんで色紙を貼り、大きなロゴマークを作成しました。国分寺市障害者センターの入口に掲示し、センター内のコミュニティ広場を通られる方々の目に留まっています。

2. 団体の安定性

平成 15 年 4 月 1 日に国分寺市障害者センターが開所し、令和 4 年 4 月 1 日にて 20 年目を迎えます。その間、障害者に関する法令は、障害者自立支援法から障害者総合支援法へと改定され、障害者の種別なくサービスを提供することが求められるようになりました。私たちの法人では、開所当初より、「全ての障害者に利用いただけるように」とのコンセプトを設け、難病を含めた 4 障害に対応していたことから、法律改定の影響を大きく受けることはありませんでした。20 年が経過した今、高次脳機能障害者、発達障害、医療的ケアの必要な方、重度心身障害者と多くの障害者にご利用いただき、その方々の地域生活を支えています。

① 障害福祉サービス等事業収入（指定管理費除く）推移

平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 年間において、障害福祉サービス等事業収入は以下の推移を辿っています。この 4 年間の内、2 年間は新型コロナウイルス感染症が発生し、当法人内においても感染者が発生し、令和 3 年度は 2 回国分寺市障害者センターを閉館することとなりました。閉館したことにより、国分寺市障害者センターの給付費収入は約 850 万円予算に対して減収となり、令和 3 年度決算において国分寺市障害者センター経理区分では初めてマイナス決算となってしまいました。しかし、法人が運営する他の拠点において、利用者が微増したことと、法人全体としての当期収支差額はプラスとなりました。

新型コロナウイルス感染症により、給付費等が減収となることは社会福祉事業を運営している法人等において共通の課題であると思います。感染症が発生した 2 年間においても、収入が増え、新たな利用者を迎えたことは、法人が他の拠点をもつていくことの一つの成果として捉えています。

平成 30 年度から令和 3 年度障害福祉サービス等事業収入（指定管理費除く）推移

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
障害福祉サービス等事業収入	325,457,721 円	358,580,193 円	372,533,566 円	388,856,409 円

② 国分寺市内、社会福祉法人の障害福祉事業収入の割合

障害福祉サービスを提供する団体は、社会福祉法人、株式会社、NPO 法人とその形態は様々です。最近では、グループホームを運営する株式会社が増えています。また、開所時間が他

障害福祉サービス等事業収入の推移

平成30年度 

平成31年度 

令和2年度 

令和3年度 

280,000,000 300,000,000 320,000,000 340,000,000 360,000,000 380,000,000 400,000,000

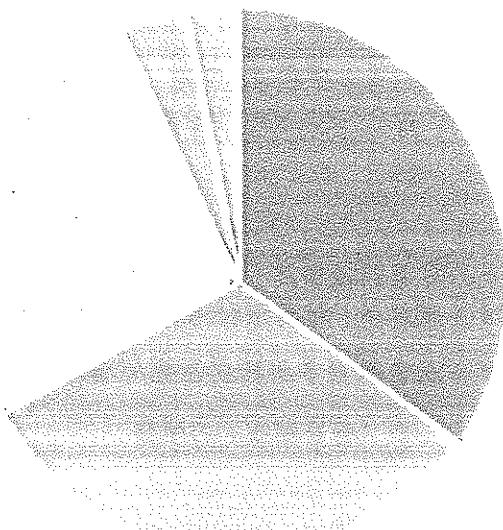
事業と比べ長時間の生活介護事業が市内にオープンする等、それぞれの特色を打ち出して運営されるようになりました。利用される方からすると、選択の幅が広がりつつあるのかもしれません。

毎年度、「WAMNET 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 令和2年度決算書数値」では、市内法人の決算数値が報告されています。それによると、私たち万葉の里は、国分寺市内で障害福祉サービスを提供している団体の中で、障害福祉事業収入の32.24%を占めていることが下の図より分かります。

令和2年度決算 障害福祉サービス事業を運営する国分寺市内社会福祉法人

No	法人	市区町村	障害福祉等サービス 事業収入	事業活動収入	市内障害福祉 サービス額割合
1	A	国分寺市	657,865,102 円	749,500,500 円	35.37%
2	万葉の里	国分寺市	599,655,466 円	608,601,023 円	32.24%
3	B	国分寺市	250,347,850 円	280,975,184 円	13.46%
4	C	国分寺市	231,043,411 円	242,795,468 円	12.42%
5	D	国分寺市	72,717,006 円	1,858,094,717 円	3.91%
6	E	国分寺市	48,298,293 円	75,877,100 円	2.60%

国分寺市における万葉の里が占める障害福祉事業収入の割合



A 万葉の里 B C D E

3. 団体の継続性

平成 14 年 12 月に法人認可を受け、平成 15 年 4 月 1 日に「国分寺市障害者センター」はオープンしました。私たち法人の一つ目の事業がこの日から始まり、それから 20 年国分寺市において事業を展開してきました。

①国分寺市障害者センター20年の変遷

開所当初は、国分寺市より受託を受け（以下 A）の事業を運営していました。その後、法律改正があり、平成 21 年度からは現在と同様の事業（以下 B）を運営するようになりました。

(A 平成 15 年当時の事業)

国分寺市知的障害者通所更生施設アクトセンター・夢（利用定員 20 名）

国分寺市身体障害者ディサービスセンター太陽（利用定員 15 名）

国分寺市障害者自立生活支援センターフばさ

短期入所事業（利用定員 2 名）/日中一時支援事業

(B 令和 4 年 4 月 1 日現在運営している事業)

生活介護事業太陽（利用定員 38 名）

自立訓練事業・機能訓練はばたき（利用定員 6 名）

自立訓練事業・生活訓練はばたき（利用定員 6 名）

就労継続支援事業 B 型どーむ（利用定員 10 名）

短期入所事業（利用定員 2 名）/日中一時支援事業

地域活動支援センターフばさ

平成 21 年度より 4 年毎の月平均利用状況の推移

	生活介護 事業太陽	機能訓練 はばたき	生活訓練 はばたき	就労 どーむ	短期 入所	日中 一時	相談 件数
H21 年度	35.7 人	5.3 人	6.2 人	7.0 人	1.3 人	251 時間	477.4 件
H25 年度	37.0 人	5.0 人	5.1 人	8.4 人	1.3 人	155.2 時間	1186 件
H29 年度	38.9 人	5.9 人	5.3 人	9.5 人	1.6 人	180.8 時間	957.3 件
R3 年度	34.8 人	3.1 人	4.8 人	7.7 人	0.9 人	141.4 時間	1023 件

※令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業を 2 回計 16 日閉所することとなった。また、短期入所事業では、通常 1 室 2 名利用としているが、令和 2, 3 年度は 1 室 1 名にて利用。

②新たな拠点 KOCO・ジャム

平成 30 年度から、市内東戸倉に「KOCO・ジャム」という新たな拠点を設け運営を開始しています。「KOCO」は、国分寺の KO、恋ヶ窪の CO、協同の CO、「ここ」から発信する、「ここ」に集まる、「ここ」という居場所の意味から「KOCO」と。「ジャム」は、英語の口語に、愉快な（楽な）ものの意味があり、ジャム・セッション＝自由に即興的に演奏する、ぎっしり詰まる＝充実する、混みあう＝賑わうのイメージを表現しました。名前の由来を具現化できるよ

う様々な事業をこの拠点で運営しています（以下運営している事業参照）。また、戸倉自治会に参加し、地域の防災訓練、お祭り等にケアホームこの葉のご利用者と一緒に参加し、「障害があつても地域の中で生活する」ことに取り組んでいます。その他、国分寺市より委託を受け、「国分寺市障害者基幹相談支援センター（以下「基幹」という。）」を設置しています。基幹では、①総合相談・専門相談 ②人材育成・ネットワークの構築 ③地域移行・地域定着 ④権利擁護・虐待防止これら4つの役割を担い、令和3年度で10周年を迎えました。

（KOCO・ジャム開設事業）

生活介護事業この里（定員20名）

共同生活援助事業ケアホームこの葉（定員15名）

体験型短期入所事業（居室2室）

居宅介護事業ウイング

国分寺市障害者基幹相談支援センター

③それぞれの特徴を生かして

私たちは、市内の2拠点で障害福祉サービスを展開しています。運営方法は、指定管理事業、委託事業、法令に則り法人が運営している事業とそれぞれ異なります。これも私たち法人の特徴といえます。昨今、障害福祉サービスでは「意思決定支援」という言葉が聞かれるようになりました。自分の意思をご自身で発信できる方もいれば、障害が重度であるがゆえに発信が難しい方、私たち支援者が受け取りにくい方等いらっしゃいます。利用者にサービスを提供している事業所、支援者が連携し、ご本人の意思はどこにあるのかを話し合い、方向性を見つけチームで支援を行うこと、それが大切と考えます。今後も、求められている役割を担い、それぞれの特徴を生かして障害福祉サービスを展開していきます。

④中期計画に基づく運営

令和4年度から5ヶ年の中期計画を令和3年度に策定しました。策定にあたっては、主任職、課長職を含め話し合い、現状分析・課題・課題解決に向けての取組について記しています。現状をどうとらえているのか、今後事業を維持、発展するには何が課題となっているのかを討論することで、今後5年間の向かうべき方向を共有することができました。

日々支援を行うのは、職員一人ひとりであることから、向かうべき方向を職員と共有し具現化することが必要あります。そのため、計画の説明を繰り返しを行い、令和4年度の計画書においては、5ヶ年の1年目であることから、ここまでを目指す旨の説明を行いました。数回の説明で理解するのは、難しく、繰り返し伝えていくことで、理解が深まるものであるため、この作業は引き続き実施していきたいと考えています。

令和4年度からの歩みは、策定した計画に基づき実施し、軌道修正をしつつ成果をだしていきたいです。

4. 団体運営の透明性・公平性

昨今、社会福祉事業を運営する法人には、透明性・公共性がより一層求められるようになりました。私たちも、広報誌、ホームページ等を活用し情報を発信し、第三者評価を毎年度実施しています。

①法人広報誌の取組について

令和2年度より、広報誌をリニューアルしました。リニューアルにあたって、広報誌に「ことのは（巻末資料参照）」という名称を設けました。「ことのは」は、古語辞典によると「言葉」「和歌」と記されていました。法人名である万葉集のイメージにも繋がり、何を大切に支援を提供しているか、職員は何を日々悩み考えているか、そして利用されている利用者の「声」「想い」を届けていく、その想いを込め「ことのは」としました。この広報誌は、以下の内容で構成し年2回発行しています。広報誌は手にとって読むものであります。手にとっていただいて、利用者の姿、事業の様子が伝わるよう発信のツールとしてこれからも活用していきたいと考えます。

（広報誌「ことのは」構成）

特集・・発行時の話題を取り上げ、記事としています。これまでの特集「コロナ禍におけるオンライン活動」「社会福祉法人万葉の里20周年」。

万葉コレクション・・法人にて運営している事業を一つ取り上げ、事業の事、日々の様子等記事にしています。記事は、その事業に従事している職員が作成。ういす・・法人で働く職員の紹介コーナー。一緒に働く職員同士でも、日々何を悩み、考えているかを話す時間は意外と少ないものです。紙面を通して私たち職員も知ることができます。

Let's・・私たちは、事業を運営するにあたり、多くの方々のお力をいただいています。給食、送迎、清掃委託業者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職、その方々を紹介する記事です。

いやしけ吉事・・巻末にある私ども理事長の記事となります。「いやしけ吉事」とは、「いいことがありますように」と締めくくられた万葉集の最後の歌「新しき年の初めの初春の今日降る雪のいやしけ吉事」から名付けました。コロナ禍で迎えた広報誌リニューアル、手に取って読んでくださった方々に思いを巡らし、「心穏やかに日々過ごせますように」「よいことがありますように」との願いを込め名付けました。

以下の内容にて事業毎にお知らせを発行しています。

名称	発行回数	配布先
広報万葉の里 「ことのは」	年2回	利用者・利用者ご家族・関係機関・教育機関・公民館・大学・専門学校等
太陽だより	年12回	生活介護事業太陽利用者・利用者ご家族
つばさだより	年12回	地域活動支援センターツバサ利用者

※「ことのは」「つばさだより」は、当法人HPにも掲載。

②第三者評価の毎年受審と公表

社会福祉事業に第三者評価を受審することが求められるようになり、約10年が経過し、現在では、給付費を受領するにあたって3年に一回受審することが求められるようになりました。国分寺市障害者センターの通所事業では、平成25年度より毎年度、短期入所事業については3年に1回取り組んでいます。第三者評価受審の対象とならない事業、地域活動支援センターつばさ、日中一時支援事業についても、ご利用者のご意見を伺うことを目的として、利用者アンケートを毎年度実施しています。

評価結果は、評価機関が「とうきょう福祉ナビゲーション」に掲載され、公表されています。今後もこれらの取組を継続し、透明性の高い運営確保に努めています。

③利用者の声を聞く取組

②に示した利用者アンケートとともに、以下のことを実施し、利用者の声を聞く機会として活用しています。下記のことをとおして得られたご意見等について、法人内各会議、委員会にて情報共有し、運営に反映できるよう努めています。

事業名・会議名	開催時期	内容
生活介護事業太陽 利用者自治会	月 1回	利用者からのご意見を伺い、行事や活動等について検討している。
就労継続支援事業 ビーむ利用者会議	月 1回	仕事内容について情報共有、仕事の調整、喫茶・製品作り・清掃部門それぞれの仕事について利用者と意見交換を行い、仕事に反映できるよう話し合っている。
地域活動支援センター つばさ運営委員会	年 3回	地域支援部門利用者、市内当事者団体の代表より、ご意見等を伺い運営に反映できるよう取り組んでいる。
通所事業運営協議会	年 1回	各部署の利用者の代表及びご家族、国分寺市障害者団体連絡協議会の代表者を交えて意見を伺う機会としている。 (新型コロナウィルスが国内にて発生後休止中)
理事長と話そう会	年 2回	当法人理事長と直接懇談し、利用者よりご意見を伺うことを目的として実施している会。 (新型コロナウィルスが国内にて発生後休止中)

5. 団体等運営における法令等の遵守状況

①個人情報取扱いに関する取組

個人情報に関する具体的な取組は、項目13に示していますが、情報機器をとおした個人情報の漏洩を防ぐ為システムを整備し、取扱いに関する規程を整えています。日々、個人情報を取扱いながらサービスを提供していることを職員一人ひとりが意識できるよう、またチェックシートを作成し各自振り返りができるよう取り組んでいます。

②働き方改革への取組

2018年通常国会で「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。これを受けた当法人では、職員の「有休義務化」「均等・均衡待遇」について主に取り組みました。

有休取得の取組については、事業によって所属している職員数の違いがあり、多い部署は比較的取得しやすいが、少ない部署は取りにくい傾向がありました。また、総務課職員は所属職員数の課題とともに、業務が集中する月始、予算、決算、計画、報告に向けての作業等により夏季以外は常に業務過多な状況にあり、有休取得が難しい状況にあります。

事業主側が、予め休業日を設定し5日間取得できるよう取り組む方法もありますが、多種多様な事業を運営している当法人では難しいと判断しました。職員数の少ない部署にて、有休を取得する場合、他事業よりサポートに入り連携し、各職員がそれぞれの予定に合わせて取得する方法を取り入れて運営しています。また、月毎に提出される有休届を活用し取得状況を総務課長が把握し、管理職によって構成されている部門会議、課長会議にて定期的に報告し、取得できるよう取り組んでいます。結果、5日間の有休取得率は、ほぼ100%となっています。

給与面では、令和2年度より法人独自のキャリアパス制度を導入しました(巻末資料参照)。当法人の雇用形態は「正規職員」「契約職員(月額にて本俸を支給する職員層)」「臨時的任用職員(時間単価により賃金を支給する職員層)」と3つの層に分かれます。利用されている方々からするとどの職員が正規職員なのか、契約職員なのかは分かりません。支援業務において、特に介助内容では正規職員の介助、契約職員の介助等と分かれてもいません。利用者の方が安全に安心してご利用いただくには、雇用形態によって介助を分業するというのは難しいものです。よって、同一の業務を行うことが多くなります。その労働環境の中「均等・均衡待遇」をどう整えるのかは大きな課題がありました。

策定しましたキャリアパス制度は、「均等・均衡待遇」の視点含め検討を行い、給与体系とも連動した内容として整えました。「やりがい」「働きがい」に繋がるよう、労働環境を整えること、有休を取得しリフレッシュを図りながら業務に従事すること、これらのこととは「辞めない組織作り」にも繋がるものです。職員が退職しない環境は、利用者の方にとって安心材料となり、サービス向上にも繋がります。引き続きこれらのことを取り組んでいきたいと考えています。

③ストレスチェックの取組

「労働安全衛生法」の改正により、平成27年12月以降より、50人以上の労働者がいる事業所にはストレスチェック実施が義務付けられました。

社会福祉事業は、ストレス度が高い業種と言われています。人と関わる業務であること、介助・介護等の身体的負担が高いこと等から、そのように判断されるのかもしれません。毎

年度11月にストレスチェックを実施し、各自その時点の心身の状態について、客観的な診断を行い、いつの間にか疲労している、疲労が蓄積され、それが業務に影響をきたしているかも知れないことを診断より知る機会としています。また、診断結果によっては、産業医との面談を設定し、産業医の判断により、勤務内容、時間の調整等も行っています。

誰もが心身に疲れを覚え、それが特別なことではなく、いつも不安等を発信し、職場の中で訴えることができる労働環境が大切であると考えます。このストレスチェックは、その環境作りの一つのツールとして、今後も活用していきたいと考えています。

④3・6協定への取組

日々サービスを提供している中で「今日はここで終わり」「このことはここまで」と判断し、サービスが完結することが難しいのが社会福祉事業の一つの特徴かもしれません。また、利用者へ直接支援を行っている時に、事務処理を同時進行で行うことはなかなか難しいものがあります。このため、利用者の方が帰られてから、事務処理を行う、会議を行うこととなり、時間外が増える傾向となっていました。

平成30年度3・6協定では上限時間を24時間と締結しました。それから、毎年1時間ずつ減らすことを目指しました。目標が目標として留まらないよう、ノー残業デイを設ける、開館時間は午前7時20分、閉館時間を午後7時と枠組をしっかり設け、その時間の中で効率的に業務を行うことに取り組みました。職員によっては、事務処理能力が高くない者もあり、その職員へは管理職が関わり、何が課題となっているのか、どのような対応策があるのかを育成の一貫として取り組んできました。結果、令和4年度は時間外上限時間を20時間と設定し、令和4年5月時点での法人全体の1ヶ月の平均時間外は10.58時間です。

6. 運営実績

私たちは、国分寺市障害者センターの運営を受託するために設立された法人です。平成3年当時、高齢者施設の立ち上げは市の計画にありましたが、障害者に関わるものはありませんでした。そのため、6,000人の請願書が「国分寺市手をつなぐ親の会」の方々によって集められ、国分寺市に提出されました。平成15年4月1日に国分寺市障害者センターは開所の日を迎ましたが、請願書が市に提出されてから約12年、センターの建設が市の計画に位置づけられてから約6年の歳月が経っていました。その日から、20年、多くの利用者、関係者の方々のご協力をいただき、歩みを続けてきました。

①2つの生活介護事業「太陽」と「この里」

私たちは、2つの生活介護事業を運営しています。一つは、国分寺市障害者センターにて「生活介護事業 太陽（以下「太陽」という。）」もう一つは、KOCO・ジャム内「生活介護事業 この里（以下「この里」という。）」です。

太陽は、重度心身障害者の方、医療的ケアのある方を受け入れるとともに、自閉症の方、高次脳機能障害の方と障害種別の垣根を越えて、ご利用いただいている。また、市の指定管理事業として、医療的ケアのある方を受け入れているのは、市内で唯一の事業所となっています。国分寺市の建物を活用させていただいていることで、バリアフリーの環境が整えられていること、看護師の配置が他生活介護事業所と比較して厚いことが、利用を可能としています。ひとことで障害といっても、身体障害、知的障害、精神障害と分けられ、更に、自閉症、高次脳機能障害等といつても分かれていきます。一つひとつの障害には特徴があり、その特徴によって支援内容も異なります。このため、高い支援力が求められることになります。「障害種別の垣根を越えてサービスを提供する」それが太陽の特徴でもあります。

この里は、「働く」をテーマに事業を展開しています。「働く」ことで、地域と繋がり、利用者一人ひとりが働く役割を担うことで、地域の一人として生活していることを実感できるようサービスを提供しています。開所当初の仕事は「封筒作り」「野菜仕入れ、販売」のみでしたが、開所から4年が経過して、先の二つの仕事とともに「市内公園の花壇清掃作業」「ミサンガ作り・販売」が加わり、仕事の幅も広がりつつあります。また、開所当初は、3人であった利用者も令和4年5月現在15人となり、近隣の特別支援学校の卒業生をほぼ毎年新たな利用者として迎えています。

②2つの短期入所事業「えんじゅ」「この葉」

国は、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」に備える支援体制として「地域生活支援拠点」の考え方を推進しています。機能としては、①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制作りの5つを柱としています。

法人には、2つの短期入所事業を運営しており、上記5つの役割の内、②と③の役割を担うことを目的として運営しています。国分寺市障害者センター内の短期入所事業えんじゅは、ご家族のレスパイトや、冠婚葬祭の時などにご利用いただいている。

ケアホームこの葉内に設置している短期入所事業は、男性・女性各1居室ずつ設けています。グループホームの利用者が既に生活されている場所をご利用いただくことで、地域で生活すること、集団で生活することを体験いただく機会として運営しています。これまで、8人の方が利用され、グループホーム入居へと繋がっています。

今後もそれぞれの特徴を生かし、地域生活支援拠点の役割を担っていきたいと考えます。

③コロナ禍での運営

新型コロナウイルス感染症は、人と関わることを基本としている社会福祉事業の中で、それを大きく揺るがすものがありました。密を避ける、飛沫感染とならないようマスク等を着用する、飛沫が飛びのような企画・行事は不可、これらはこれまで実施できていたことの多くができない状況となっていました。感染症が国内で発生した当初は、感染症に振り回されるような状況がありました。その後、一定期間この状況が続くと判断してからは、アイデアをだしあい、何ができるかを考えるようになりました。その中で、地域活動支援センターの取組は大きく変化したと捉えています。これまで、国分寺市障害者センターに利用者の方にいらしていただき、プログラム活動を行い、交流することとして運営していました。しかし、国分寺市障害者センター館内の密を避けるために、環境を整えたことから、地域活動支援センターフラバのプログラムを地域の公民館等の場所を借り、または市内の公園・体育館を利用して運営することとしました。時には、地域で既に行われていたサークル・プログラムに利用者の方が職員と一緒に参加し、地域の方々と交流する機会に恵まれました。

利用者の方々は地域で生活をされています。国分寺市障害者センターにいらしていただいている時は、利用者宅・国分寺市障害者センター2つの繋がりの中での交流でしたが、地域の中に出かけていくことで、その点と点が2つから3つ、4つと広がりを見せています。「国分寺市総合ビジョン」における障害福祉施策「障害のある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し、支えあいながら、ともに生きがいをもっていきいきと暮らせる環境を整えること」と記されています。地域活動支援センターフラバの活動は、その一役を担っていくものと考えています。

7. 効率・効果的運営への取り組み状況

日々寄せられる様々な問い合わせや相談に対し、私たちは障害者センターの持つ多様な機能を活かし、障害福祉の総合窓口としての機能を担っています。また、ごみ・リサイクルカレンダーの配布やゴミ処理券・ゴミ袋の販売をしている場所として市民に認知されており、その延長線上に生活介護事業太陽のお仕事につながる古本回収にも近隣の方にご協力いただいている。このように障害福祉の総合窓口としてだけではなく、市民の生活の窓口としても親しんでいただけるよう努力をしています。

①コロナ禍に対応した取組

コロナ禍においては、感染症対策を取りながらの事業運営継続のため、業務の在り方を見直し、効果的・効率的な運営を目指しました。

1. 喫茶からお弁当販売への切り替え（就労継続支援B型ビーむ）

コロナ禍での喫茶営業は厳しい感染症対策や来店者の名簿作成など様々な要件があり、喫茶営業を休止せざるを得ませんでした。そのような中でも、利用者の働く場の確保と、お客様の要望に出来る限り応えるため、テイクアウト専門のお弁当販売を行い、事業を継続することができました。世の中全体が大きく変わり在宅勤務も増えたことで、近隣の方が昼食を買いに訪れてくださることが増え、お弁当とともにスイーツの売り上げ向上にもつながっています。

2. 地域とつながる支援への転換（地域活動支援センターフラッシュ）

コロナ禍をきっかけに活動を見直した時、「居場所が複数ある人のほうが、何か起こっても不安に対処して安定した暮らしを継続している」ことに改めて気付かされました。そこから、センターに集まるだけではなく、それぞれの地域で居場所を作ることを目指した活動に大きく方向転換することになりました。

コロナ禍で制限を余儀なくされた外出や運動の機会を作ることで、心と身体の健康の維持に役に立っています。また、「たがやし隊（※）」のボランティア活動で市内の事業所や市民の方とのつながりができたり、市報に掲載された活動に参加することで地域の交流が生まれたり、新たな広がりが生まれています。

※たがやし隊： 障害者自らがボランティア活動を行い、地域とつながる目的で活動を開始。現在はセンター周囲の緑化活動を行っている。

②効果的運営のための取組

1. 計画相談と一般相談の連携

引きこもりや8050問題などの相談も増える中、関係作りが難しいケースや、世帯全体で支援が必要なケース、障害福祉サービス利用開始に至るまでに生活の整えが必要なケース等、必要に応じて複数のスタッフで対応しています。チームで関わることで、利用者が相談したい時に適切なタイミングで対応できる体制が整い、多角的な視点でアセスメントすることで、より利用者に寄り添った支援を組み立てができると考えています。計画相談と一般相談が連携することで、新規の相談から計画相談終了後のアフターフォローまで、ライフステージの変化に応じて一貫した支援が可能になると考えています。

2. 情報通信機器（ICT）を活用した活動や情報アクセシビリティへの取組

オンライン環境を整備して、面談、会議、研修（関係機関連絡会、市民福祉講座等）、行事（センターまつり等）を実施しました。コロナ感染予防のため外出を控えている方や、時間帯によって参加できない方等も、「オンラインなら参加できる」と好評でしたので、今後もハイブリッド型（対面とオンラインの併用）で様々な交流を企画する予定です。

また、色々な情報をスマートフォンから取得される方が増えているため、定期刊行物やチラシにQRコードを掲載して、法人のホームページから問い合わせや申し込みができる等、情報にアクセスしやすい環境整備に努めています。

③館内スペースの有効活用

1. 安心・安全を確保したスペース活用（生活介護事業太陽）

生活介護事業太陽では、医療的ケアや重度心身障害の方の増加に伴い、ストレッチャーや車椅子の利用が増えています。スペースが手狭になってきていることに加え、コロナ禍での密の回避が必須になり、活動スケジュールや動線を見直し、各活動室及び多目的室を有効活用できるよう整えました。特に厳密な感染症対策が必要な食事時間や、リハビリ等の時間について、広いスペースが確保できる多目的室を併用し、より安心・安全に過ごしていただいているいます。

2. 多目的室の週末利用（日中一時支援事業えんじゅ）

日中一時支援事業では、週末のご利用の問い合わせが増えています。ショートステイの部屋だけでは対応しきれないため、通所部門が休みの週末に多目的室を活用することで、ニーズに応えるようにして参ります。

3. 障害者センターの美化と活動の広がりを目指して（地域活動支援センターつばさ）

障害者センターの玄関横に設置されていたペットボトル集積場が撤去された跡地に、ゴミのポイ捨てや景観が損なわれていることがありました。そのため、地域活動支援センターつばさで新たに「たがやし隊」を立ち上げ、手始めに集積場跡地の緑化活動を始めました。作業中に近所の方からお声を掛けていただきたり、玄関周辺が綺麗になっていくことで、利用者もやりがいを感じて活動をしています。さらに今後はセンター周辺、屋上美化にも取り組み、地域の方に親しみを持っていただける障害者センターでありたいと思います。また、「たがやし隊」の自主的活動が広がり、行く行くは障害者自らが地域のボランティア活動に繋がることを目指しています。

8. 受託への熱意・意欲

私たち社会福祉法人万葉の里は、国分寺市障害者センターの運営を受託するために創られた法人です。令和4年には設立20周年を迎えるが、今までの取組の中で、重度障害者の受け入れの拡大、次のステップにつなぐ支援、様々な連携に基づくネットワークの構築、世帯での支援が必要な事例への対応等、国分寺市の障害福祉の中心となる施設の運営を担ってきたと自負しています。今後も国分寺市や関係者と連携を図り、国分寺市総合ビジョンや障害者計画などの趣旨を十分理解し、実現するため、業務を遂行して参ります。

①あらゆる障害に対応する（「Leave No One Behind.」SDGsへの取組）

設立当初から掲げてきた「あらゆる障害者に対応する」という基本姿勢は、今、全世界に求められているSDGsのスローガンである「誰一人取り残さない（Leave No One Behind.）」に繋がるものと考えます。一つの施設の中で、障害種別や区分を超えた様々な利用者がいることが、我々の大きな特徴であると言えます。知的・精神・身体・難病など、「障害」と言つても一人ひとりが全く違う状態の人がお互いの違いを受け容れ、同じ空間で安心・安全に過ごせるように配慮し、その個別性に着目し、一人ひとりを理解することで、支援を確立してきました。私たちの強みである、様々な障害者に対応してきた経験を活かして、これからも支援に取り組んでいきたいと思っています。

当センターでは、他の事業所では対応が困難な重度心身障害（児）者の受け入れや医療的ケアのある方の受入れを安全に、確実に進めてきました。また、市内で唯一機能訓練事業を運営し、高次脳機能障害者の受け入れを進め、リハビリの提供を実施してきました。この方々の支援には看護師やリハビリ専門職の支援や医療連携は欠かせません。これらにいち早く取り組み、重度障害者の社会参加と自立に向けて「誰一人取り残さない」という姿勢は、これからも当センターの大きな特徴であると考えています。そして、今後もこのような方々の受け入れを積極的に進めていきます。

②相談支援の中核を担うセンターとして

相談支援においては、地域活動支援センターフラバは障害種別に関わらず、児童から成人までライフステージに応じた「途切れのない相談支援」を目指して、障害福祉サービスの計画相談を担って参りました。近年の相談件数の増加や、相談内容の複雑化、多様化にも対応すべく、地域活動支援センターフラバでは相談支援専門員以外の相談員とも連携して対応する場面が増えており、チームによる支援体制を強化しています。また、引きこもりや8050問題等への対応では世帯全体で支援を構築する必要があり、国分寺市障害者基幹相談支援センター、子ども家庭支援センター、地域包括支援センター、高齢福祉課、生活福祉課等の多分野の機関と連携・協働して課題の解決にあたっています。

当法人で市から受託している基幹相談支援センターでは、地域課題の抽出、市全体の相談支援専門員のスキルアップ、相談支援のネットワーク構築、困難事例に対するバックアップ、国分寺市障害者地域自立支援協議会の運営協力、虐待防止・権利擁護への啓発活動などに取り組んでいます。

このように当法人は、地域活動支援センターフラバにおける個別相談に対する利用者支援の実施とともに、基幹相談支援センターでの相談支援の質の向上を図る取組を併せて行い、市内の相談支援の要としての役割を果たし、相談支援事業をけん引しています。今後も相談

支援の中核を担い、相談支援事業全体の質の向上と事業の拡充に継続して取り組むことが私たちの責務と捉えています。

③地域生活支援拠点としての役割 「緊急を緊急にしないため」の取組

利用者やその家族が困ったことがあった時、短期入所事業や緊急入所保護事業、幅の広い通所事業での受け入れ、気軽に相談できる窓口など、私たちが持つ機能を可能な限り活用し、最大限の支援を行います。その実践が障害者の皆さん、“もしもの時”の不安を軽減し、地域で安心して暮らしていくことに繋がると考えています。日頃から利用者の思いや、生活環境等を把握して支援体制を整え、変化があった時にも速やかに相談できる関係を築くことで、市の目指す「緊急を緊急にしない」対応ができると考えます。私たちは障害者センターの機能と法人事業を併せて活用し、障害者の皆さんへ、トータルな安心の提供ができるよう努力を続けていきます。

また、障害者センターを運営するに当たっては、市の国分寺市総合ビジョン、障害者計画をはじめとするさまざまな施策を十分理解し、法令、条例、規程、指定管理協定書など関係法令等を遵守し、求められる役割を理解し、国分寺市と十分な連携を図っていきます。また、設立当初から深く関わって頂いている国分寺障害者団体連絡協議会とも連携を図り、障害当事者の声を運営に反映できるよう努めます。この20年間で培ってきた各関係機関とのネットワークを大切にするとともに、市内3ヶ所にある当法人の各施設が地域の方々と良好な関係を築けるように引き続き努力して参ります。そして、これらの繋がりを大切にすることで、利用者が慣れ親しんだ地域での暮らしをより充実させ、国分寺市の福祉の増進に寄与できるよう取り組んで参ります。

9. 事業運営への独創性

①多様な利用者支援実践

1. 多様性を大事にする支援

私たち万葉の里は、障害者センター開設に当たり障害当事者、ご家族から「あらゆる障害者に対応できるセンターを作る」という願いを託されました。当法人は、当初から障害の種別によらず、一つの事業にさまざまな障害のある利用者を受け入れてきました。私たちは、利用者の障害特性に配慮しながら、その個別性に着目し、一人ひとりを理解することが、支援を確立してきました。私たちの強みは、さまざま障害者に対応してきた経験を活かして、幅の広い障害者の受け入れができるという点です。どのような障害の方でも、必ずしも受け入れられる訳ではありませんが、できる限り受け容れていくことを今後も意識して取り組んで参ります。

① 重症心身障害（児）者や医療的ケアのある方への支援

生活介護事業太陽では重症心身障害（児）者や医療的ケアのある方も障害種別によらず同じ空間で過ごしているのが大きな特徴です。様々な人がいる環境での医療的ケアは時には危険も伴いますが、できる限り日常の空間で過ごしていただきたいというのが、私たちの願いです。そのため複数の看護師を配置とともに、職員の医務研修等を行い、医療と生活で切れ目のない支援体制を整えています。現在は、ご家族のご協力の元、呼吸器使用の方の単独通所を目指して環境整備や支援力の向上に取り組んでいます。また、短期入所事業・日中一時支援えんじゅもご利用いただけるよう、看護師を配置して受け入れ体制を整えています。

②社会的リハビリの実施

市内で唯一の機能訓練事業はばたきでは、身体リハビリに留まらず、社会参加を含めた社会に復帰するための社会的リハビリを実施しているのが大きな特徴です。自立訓練事業の利用者の多くは、「（受傷前の）元の生活に戻ること」を大きな目標とされています。身体の機能を回復するだけではその目標を達成することはできず、生活リズムの整え、健康管理や体力維持、日常動作（買い物、料理、公共交通機関の利用等）の回復、社会参加（復学、復職等）など、生活する中の多くの要素が整っていく必要があります。そのためはばたきでは、身体リハビリを行うと同時に社会的リハビリを意識しながら活動を組み立て、効果的な訓練となるよう環境整備を進めています。

②誰もが支え合う地域づくりの実践

障害者センターではそれぞれの事業での活動を通じて、障害の種別を越えて、お互いの違いや個性を認め合い、お互いに支え合う体験を重ねてきました。そのことが様々な障害の方が安全・安心に過ごせる居場所として認知されるようになってきたと思います。障害者センターでの取り組みが、国分寺市総合ビジョンが目指す「障害のある人もない人も、社会の一員として、互いを尊重し、支え合いながら、ともに生きがいを持っていきいきと暮らせる環境が整っている」という姿に繋がっていけるような地域づくりにも貢献できるように取り組んでまいります。

1. 地域に出ていく支援

地域活動支援センターはばたきでは、長年センターに集ってのプログラム活動を開催していましたが、コロナ禍をきっかけとしてそのあり方を見直し、それぞれの利用者が「住み慣れた地域とつながる」ことを大切にした支援へと方向転換しています。地域にある施設や活動に障害者も当たり前にアクセスできることを目指して、センター以外の施設利用や、市報に

掲載されている活動に参加をしています。そこで生まれる自然な形での市民との交流が、障害当事者にも、地域の方々にも「互いを尊重し、支え合う」第一歩となっていると考えます。

2. 社会参加を支援する

生活介護事業太陽では、利用者の自治会を設定し、自分たちの活動報告や外出先を決めるなど、意思の表出や選択する機会を作っていました。実際に自治会長選挙では立候補者を募り、選挙活動、投票等を行い、自分たちの代表を決める体験を重ねています。そのような体験を重ねることで公職選挙の期日前投票を行う支援に繋がりました。当初は選挙管理委員の方に「障害者が選べるのか」と問い合わせられたりしましたが、「選べるように支援する」ことの重要性をご理解いただき、投票場でのサポートを受けて投票できた経験があります。

このように意思の表出や選択の機会をサポートすることで、社会の一員としての参加機会を保障し、その場面に立ち会った市民の障害理解を深めると考えます。国分寺市総合ビジョンの実践につながるようなチャレンジを、今後もしていきたいと思います。

10.施設管理の安全性への配慮

国分寺市障害者センターでは、通所されている利用者、相談に来られる利用者等、一日約70名の方々が来所しています。来所された方々の中には、車いすの方、杖を活用し歩行されている方、ストレッチャーの方等様々です。利用されている方々に如何に安全に安心してご利用いただかなければ大きな課題であります。安全・安心な事業運営、潜むリスクを察知できる力、そして昨今では感染症を拡大させない取組が求められています。

①ヒヤリハット・事故報告書の活用

日々サービスを提供する中で、ヒヤリとする場面、ハッとする場面は発生するものであります。それらを個々の職員がヒヤリハット報告書をとおして発信し、共有することで事故を発生させない、潜むリスクを意識し、アンテナを高くした運営へと繋げることが可能となります。ただ、ヒヤリとした時、ハッとした時、その時直ぐに報告書に記入し、提出することが難しいことがあります。そのため、様式の変更、館内にヒヤリハット報告書提出ボックスを設置することに取り組んできました。平成31年度に様式を変更し、報告件数が前年に比べ約2倍となり、その後も毎年度700件程の件数が報告されています。反対に、事故報告書は、平成31年度は前年に比べ約50%の減、それ以降も件数は減少しましたが、個人情報に関わる内容、生命への危険性が高いケースについてはS(ソフトウェア/職場の教育体制/マニュアル) H(ハードウェア/建物/設備) E(環境/生活環境/労働環境) L(職員) 分析を行い、発生した案件の検証を行っています。これらの取組を継続し、ケースを積み上げていくことが、潜むリスクに気づく力を高め、リスクに対するアンテナを高くし、安全・安心な運営に繋がると考えます。

②いずみプラザと合同避難訓練の実施

防災管理者を国分寺市障害者センターに配置し、その者を中心に避難訓練をいずみプラザと合同にて年2回実施しています。センターの2,3階に活動室があることから、重度心身障害者、車いすの方々は、2,3階フロアにて毎日過ごされています。地震を想定しての訓練では、エレベーターを活用できないため、避難方法は人の力を頼ることとなります。避難用の介助具を活用し、4隅を4人の職員が持ち、利用者の方は介助具に横になり、1階まで運び、他の職員は車いすのみを1階に下ろす、その作業を数回繰り返す訓練を行っています。利用者の方からすると、人力による訓練は不安なものがあるかもしれません。「いざ」に備え、利用者も職員も避難方法の訓練と経験することで不安を減らす大切な訓練となっています。

③衛生委員会による「館内パトロール」の実施

従事者が50人を超える事業主は、産業医、衛生管理者を配置することが求められています。この委員会では、感染症等の保健衛生に関わることとともに、労働環境の観点からも活動を行っています。その中に「館内パトロール」があります。「職場巡回チェックリスト(巻末資料参照)」を活用し労働環境の観点から巡回を年1回、国分寺市障害者センターを含めた3拠点において実施しています。

Ⅱ. 利用者への対応状況（接遇・苦情対応）

①万葉の里の支援の根幹

当法人は、平成29年度に法人の理念・基本方針・倫理綱領を明確に打ち出しました。そして、支援力向上委員会等で職員が話し合ってきたことと倫理綱領との結び付きを確認し、平成30年度に支援の根幹となる「行動指針」を作成しました。行動指針は、倫理綱領の解説を具体化したものです。法人の理念・基本方針・倫理綱領・行動指針は、法人で働くすべての職員が、利用者支援に携わるうえで心得ておくべき基本的な考え方です。平成31年には、冊子「万葉の里で働くあなたへ」を以下の目的にて作成しました。設立当初からの思いを継承し、新たに迎える職員も同じ視点で自分たちの支援に臨み、「万葉の里らしさ」を実践できるよう取り組んでいきます。

- ・職員一人ひとりがこれらの心得を理解する
- ・自分の取り組んでいる業務がどこに繋がっているのか、今どこに向かって仕事をしているのかを考え行動する。
- ・どのような姿勢や考え方を持って仕事に臨むことが大切か。
- ・日々従事している業務の背景にある仕事の目的(意味)を振り返り、見つめ直す

1. 利用者の声を聞く

利用者自治会、利用者会議、家族会、理事長と話そう会、第三者評価、利用者アンケート等を実施し、色々な形で利用者の声を聞く機会を設け、運営に反映するように努めています。

毎年実施している第三者評価については調査結果と調査機関からの講評を基にし、また利用者アンケートについては結果の分析を各部署で行い、両調査から見えてくる課題の抽出、改善への具体的な取組、翌年の計画への反映等、運営の改善に常に努めて参ります。

2. 苦情解決への取組

利用者の方々が気軽に要望や疑問などの声を届けられるよう、「ご意見箱」を障害者センター入口に設置しています。いただいた要望などには迅速に対応し、改善の必要な場合は速やかに改善に繋げ、皆様の信頼を得られるように努めています。また、事故やトラブル等の発生に対しては、速やかに誠心誠意な対応に努めますが、苦情に発展してしまった場合は、外部の方3名で構成される苦情解決第三者委員に訴えができる体制を作っています。外部の方を委員としてすることで、客觀性・公平性・透明性の確保し解決に導く制度として運用しています。外部の方の客觀的なご意見をいただきながら、適切な解決に向けた取組を実施しています。

12. 社員等の育成状況

①全員参加による虐待防止研修の実施

社会福祉事業を運営する法人には、従事している職員全員が参加しなければならない虐待に関する研修が求められています。当法人では、義務付けられている以前より、講師を招き、権利擁護・虐待に関する研修を行ってきました。虐待とは何か、虐待が発生するメカニズム等座学を中心に行ってきましたが、令和2年度からは虐待を発生させない労働環境・職員の心理的安全が守られた環境つくりをテーマにして、講師を招き研修を3ヶ年に渡って実施予定としていました。しかし、新型コロナウイルス感染症が国内にて発生し、職員が一同に会する、対面形式での研修実施が難しくなり、止む無く延期としました。

延期したこの間は、オンラインを活用し虐待に関する研修を全職員が受講し、虐待防止チェックリストを活用して日常の支援で知らず知らずの内、利用者の権利を侵害していないかの確認作業を行いました。

令和4年度からは、延期としていた研修を開催することに取り組んでいます。虐待をしてしまうのは職員です。頭ではしてはいけないことは、職員だれもが理解しています。しかし、疲れやストレス等から、職員が感情のコントロールができなくなってしまうこともあります。職員一人ひとりの心理的安全性が守られた労働環境つくりに、これからも取り組みたいと考えます。

②研修参加への取組

国分寺市障害者センターには、様々な障害者が利用されおり、障害特性もそれぞれ異なります。異なる障害特性への支援を行うということは、特性を理解しそれに合わせて対応することが求められます。理解するための知識、知識を得たとしても、それを応用することが求められ、職員一人ひとりのスキルアップは必須となります。

私たちは、これまででも積極的に研修に参加できるよう環境を整えてきました。課長による面談をとおして、職員個々の課題を共有し、課題解決のための研修に参加し、個々のスキルアップに取り組んできました。この課長面談は、法人の研修体系・キャリアパス制度の資料を活用し、目に見える形で情報共有を図っています。新型コロナウイルス感染症が発生してからは、研修の多くは対面ではなく、オンラインで実施されることが多くなりました。そのため、オンラインで受講できる環境（備品を整える、受講できる部屋を確保する等）を整え、研修を受講できるよう努めてきました。結果、以下に示した内容で研修参加実績を積み上げています。

平成31年度～令和3年度研修参加状況

内容	平成31年度	令和2年度	令和3年度
支援に関する研修	77研修99名参加	25研修46名参加	68研修153名参加
資格取得の為の研修	3研修3名参加	2研修2名参加	9研修16名参加
経験年数により参加する研修	2研修3名参加	3研修4名参加	8研修15名参加

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症により、中止となった研修多数有。下半期頃より、研修開催方法がオンラインへと変更された。

I 3. 個人情報保護対策状況

私たちは、日々多くの個人情報を活用しサービスを提供しています。地域で生活されている利用者には、数か所の事業所がサービスを提供し、その方の生活を支えています。関係者が集まり支援の方向性を検討する会議等に参加する職員もいます。その者達が会議に参加する際には、時として個人情報を持ち出すこともあります。知らず知らずの内に、個人情報を不適切に取り扱っていないか、検証し利用者の方にとって、安心・安全な事業運営に取り組んでいます。

①個人情報に関する規定

私たちは、個人情報に関する規程「社会福祉法人万葉の里が保有する個人情報の保護に関する規程（以下「個人情報規程」という。）」「社会福祉法人万葉の里 個人情報取扱要綱（以下「個人情報取扱要綱」という。）」を策定し事業運営にあたっています。「個人情報保護規程」では、個人情報の開示、訂正、削除及び利用中止について明らかにするとともに、法人が保有する個人情報の適正な取扱いを確保するための必要な事項を定めています。「個人情報取扱要綱」では、「個人情報保護規程」施行に際し、必要な事項を定め、具体的な対応について定めています。

また、日々情報機器を活用しながら、業務を遂行していることから、情報セキュリティに関する要綱として「社会福祉法人万葉の里 情報セキュリティに関する要綱」を定め運営しています。この要綱では、電子メールの利用・携帯電話の使用・オンラインシステムを活用した研修・会議等への参加についてもルールを設け、個人情報の取り扱いに留意しています。

（巻末：「社会福祉法人万葉の里が保有する個人情報の保護に関する規程」、「社会福祉法人万葉の里 個人情報取扱要綱」、「社会福祉法人万葉の里 情報セキュリティに関する要綱」参照）

②個人情報に関する研修の実施

個人情報に関する研修を毎年度総務課担当者より研修を実施しています。「個人情報」と「プライバシー」の違いを理解し、個人情報とは何を指すのかの座学と研修の最後には、法人独自に作成した「個人情報に関するセルフチェックシート」を用いて、職員一人ひとりが適切に個人情報を取り扱っているかの振り返りを行っています。また、このチェックシートは、作成当初は全事業同じ内容でしたが、事業によって個人情報を取り扱う場面が異なることから、通所部門、相談部門と一部内容を令和3年度に改訂しました。日常の場面に照らし合わせて、振り返りができるよう取り組んでいます。

（巻末資料：「個人情報に関するチェックシート」参照）

③事故報告書の活用

①、②に記した内容に取り組んではいますが、年数回個人情報に関する事故が発生しています。提出された事故報告書をもとに、要因分析を行い、再発防止に向けた取組を実施しています。事故として報告される内容の内、「通所部門において利用者の連絡帳を他の方にお渡ししてしまった」「お知らせが他の方に届いてしまった」が発生案件として挙げられます。連絡帳や同封する内容については、必ずダブルチェックをすることとしているが、他の職員がいなかった、他職員が忙しそうにしていた・・等ルール通りに実施しなかったことが要因となっています。発生した案件を共有し、一人ひとりの職員が発生した案件を自分も犯すかもしれないことを認識し、利用者の方に信頼される事業運営に繋げていきます。

14. 自主事業などの提案

①地域生活支援拠点 安心できるくらしの創造

1. 障害者センターと KOCO・ジャムの2つの地域生活支援拠点としての役割

地域生活支援拠点とは、障害の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた拠点であり、私たち「万葉の里」は2つの施設に以下のような機能を持たせて対応しています。

障害者センターは、重症心身障害者のような重度の障害者が通所できる事業所として、看護師や専門スタッフを適切に配置して受け入れを進めていきます。また行動面に特に配慮が必要な方についても、受入れの幅を広げてまいります。緊急時の対応は緊急入所保護事業や短期入所事業を活用して対応していきます。このように障害の重い方が安心して通え、いざという時の支えとなる役割を果たしていきます。

KOCO・ジャムも多機能型施設としての機能を活かして支援体制を整えていきます。市と連携しながら基幹相談支援センターによる緊急時の受入・対応（24時間365日）や、地域生活の体験や経験を積むことができる場所と機会の提供（短期入所事業）等、障害のある方の地域生活における大きな課題である高齢化や、親亡き後の生活の安定についても取り組んでいきます。

2. より多様なニーズに応える2つの機能

生活介護事業については、生活介護事業太陽では、重度心身障害や医療的ケアのある方の地域生活を支える使命を担っています。一方、生活介護に通所していくてもお仕事をしたいという要望も以前からあり、「働く生活介護」の場として KOCO・ジャムに「生活介護事業この里」を設置しました。この2つの施設を法人が運営することで、幅広いご利用者を受け入れ、今の自分に合った生活を選択していただくことが可能となりました。

②地域に根差した施設を目指して

市内3ヶ所にある施設では、それぞれ地域の方とのつながりを大切にし、地域の自治会や活動にも積極的に参加しています。また地域の方々に障害者センターを身近に感じ、障害理解を深めていただけるよう「センターまつり」を開催してきましたが、コロナ禍での令和4年に20周年を迎えることを機に、法人全体も知りたいとする万葉の里全体のイベントへと展開いたします。以前にセンターまつりに来ていただいていた小学生が大学生となり、社会福祉士実習先として万葉の里を選んでいただくなど、長年撒いてきた種が芽吹いてきたのではないかと感じ、これからも地域に根差した運営をしていきたいと思いを新たにしています。

15. 障害者の雇用状況

厚生労働省が発表した「令和2年 障害者雇用状況の集計結果」によると以下の内容が報告されています。

- ・民間企業実雇用率 2.15%（対前年比 0.04 ポイント上昇）
- ・企業規模別の状況（従業員 100～300 人未満） 1.99%（前年 1.97%）
- ・産業別実雇用率（医療・福祉） 2.78%（前年 2.73%）
- ・都道府県別実雇用率（東京都） 2.04%（対前年比 0.04 ポイント上昇）

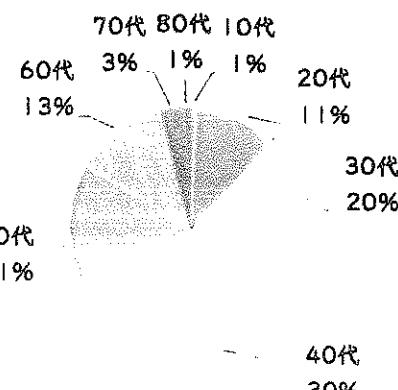
私たち法人の令和2年度実雇用率は、6.71%と上記に示された数値をどれも大きく上回っています。報告された職員の内、2名は週30時間従事しており、その他にも短時間従事する者として5名の障害者が従事しています。障害のある人もない人も、その人らしく働くことができるよう今後も取り組んでいきたいと考えます。

16. 高齢者の雇用状況

令和4年5月1日現在、法人職員の年代別分布は以下の内容となっています。60代が13%と20代の11%を上回る割合を示しており、65歳以上の高齢者雇用率は9.8%です。前回の指定管理申請時の65歳以上の高齢者雇用率は3.7%であり、6.1%の増加がみられます。この結果は、前回の指定管理申請から、当法人で継続的に高齢の職員が働き続けているということや、高齢の職員が数多く働いている当法人の職場環境が、新たな高齢者の方々の雇用にもつながった、ということが要因になったと考えています。

当法人の職員雇用形態は正規職員、契約職員（月額による賃金支給）、臨時的任用職員（時間単価による賃金支給）と3つの形態があり、この臨時的任用職員として雇用している職員では60代以上の方の割合は39.5%となっています。この方々は、共同生活援助事業（グループホーム）に多く従事しており、週40時間の勤務時間ではなく、朝の早い時間帯（午前7時～午前9時）や夕食作り（午後3時～午後6時）等短時間の勤務に従事しています。社会で長く働いてこられた方々が、それぞれのライフスタイルに合わせて勤務することを可能としている結果と捉えています。

【職員の年代別構成の割合 令和4年5月1日現在】



17. 管理運営に必要な提案金額

5年間指定管理総額 1,252,730,000円 計画は收支計算書参照。

18. 環境の配慮

① 5Rの取組

5Rとは、ごみを減らし、資源を大切につかうため、「R」から始まる5つの言葉を示しています。

Refuse: 断る「ごみになるものを断る」

Reduce: 発生抑制「ごみを発生させない」

Reuse: 再使用「ものを繰り返しつかうこと」

Repair: 修理「ものを修理して使うこと」

Recycle: 再生利用「資源として再生利用すること」

上記にあげた、それぞれの「R」に私たちは、以下の取組を行い、環境に配慮しています。

Refuse: ごみのもとになるものをもらったり、使ったりしない

エコバック、マイタンブラーの使用促進

Reduce: ごみそのものを減らしていく

洗剤等積み替え利用の徹底、両面印刷の徹底

Reuse: まだ使えるものはまだ使う

使用しなくなったが、まだ使用できるクリアファイル、ボールペン等の消耗品を、保管箇所を設け、そこに集約し繰り返し使用する。

Repair: 壊れてしまったものはなおして使う

使用している物品が壊れた際は、まずは修理できるかを確認する。

Recycle: 素材や資源としても一度利用する

缶・ペットボトル・紙など、正しく分別し、指定されている回収場所にだす。

再生紙によるトイレットペーパーの活用

② SDGs（持続可能な開発目標）を意識した運営

SDGsとは、2015年9月に国際連合で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」のこと、2016年から2030年までに達成すべきゴールが17の目標と169のターゲットで構成されています。特に障害福祉の分野では、「1. 貧困をなくそう」「3. すべての人に健康と福祉を」「5. ジェンダー平等を」「16. 平和と公正をすべての人に」などが目標となります。それ以外でも「8. 働きがいも経済成長も」「11. 住み続けられるまちづくりを」や環境に関わるいくつかの目標も関係があります。もちろんすべての目標が関連し、SDGsを意識した取組が求められています。これらは権利擁護や地域共生社会づくりに通じるものとして、意識しておくべきことと考えています。SDGsで掲げられている「17の目標」と法人のこれまでの取組について以下の表にまとめます。

SDGs	目標	法人の取組
SDGs 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	・相談・通所・生活を支える事業をトータル的に運営し、一人ひとりの生活を支えるサービスを提供する
SDGs 4 質の高い教育をみんなに + SDGs 8 働きがいも経済成長も	全ての人々のための包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、よきチームプレーの実現に努めます + 全ての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用及びディーセント・ワーク（働きがいにある人間らしい仕事）を推進する	・キャリアパス制度導入 ・育児・介護休暇制度の運用 ・国家資格取得バックアップ
SDGs 11 住み続けられるまちづくり + SDGs 13 気候変動に具体的な対策を + SDGs 17 パートナーシップで目標を達成しよう	都市を包摂的、安全、レジリエント（強靭）かつ持続可能にする + 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る + 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する	・地域自治会への加入 ・地域生活支援拠点の一つとしての役割 ・近隣グループホーム災害時バックアップ支援の協力 ・車椅子ステーション ・KOCO・ジャムピロティに公衆電話設置

これまでの取組を継続とともに、以下の内容を取り組んでいきます。

SDGs	目標	法人の取組
SDGs 11 住み続けられるまちづくり + SDGs 17 パートナーシップで目標を達成しよう	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る + 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する	・第二次避難所として求められている機能を明確にし、災害マニュアルに組み入れる ・自治会と防災協定を結ぶ ・生活介護事業この里「買い物代行」
SDGs 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに +	手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する +	・徒歩あるいは公共交通機関を活用しての通所支援 ・LED化率の調査と推進

SDGs 1・2 つくる責任つかう責任 +	持続可能な消費と生産のバランスを確保する +	
SDGs 1・3 気候変動に具体的な対策を	SDGs 1・3 気候変動に具体的な対策を	

②近隣の美化活動について

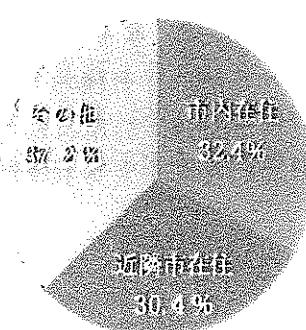
国分寺市障害者センターの周囲はマンションが多く、それらは分譲によるもの、賃貸によるものとあり多くの方々が生活されています。分譲の方々は比較的長く住まわれるかと思いますが、賃貸の場合は入居する方の入れ替わりがあります。新しく入居された方の中には、国分寺市障害者センターの建物をご覧になって、「一体この建物は何をするところなのだろうか?」「障害者の人たちが毎日通所しているようだが・・・」等と思われる方もいらっしゃるかもしれません。私たちより、積極的に地域住民の方々の接することが必要ではありますが、それはなかなか難しいことがあります。その方法の一つとして、センター周辺の清掃を毎朝実施しています。近くの国分寺市第四小学校に通学している生徒さんに「おはようございます」と挨拶し、挨拶をくりかえしていくうちに、子ども達より挨拶が返ってくるようになりました。周囲の清掃活動を通じて、小さな交流も生まれています。

19. 地域雇用の状況

令和4年5月1日現在、市内在住職員を32.4%雇用しています。そして、近隣市（府中・小平・小金井・国立、東村山）を合わせると、62.8%の職員が国分寺市、もしくはその近隣市に在住しています。共同生活援助事業（グループホーム）の職員の居住地の内訳を見ると、ケアホームひかりは雇用している職員18名のうち、5名が国分寺市内に在住しており、割合としては27.8%を占めています。そして、ケアホームこの葉は、雇用している職員17名のうち、7名が国分寺市内に在住しており、その割合は41.2%を占めています。日々支援でかかりのある職員が、同じ地域で生活していることで、地域の方々の障害への理解促進や、利用者の方々の地域の中での交流の機会の増加につながり、そのような交流の積み重ねが、災害などの緊急時に迅速な対応へと繋がることが考えられます。国分寺市障害者センター、KOCO・ジャム、ケアホームひかりと3つの拠点にて、近隣住宅への地道なポスティングによる求人活動を引き続き行い、今後も積極的に地域の方の雇用を進めていきます。

【職員の居住地の割合

令和4年5月1日現在】



● 市内在住 ◆ 近隣市在住 △ その他

20. 災害時の対応

①新型コロナウィルス感染症対策タイムラインの作成

新型コロナウィルスが国内で発生してから、2年が経過しました。発生当初は、思い返すと未知なるウィルスに対して右往左往する日々でした。国が示した対策の中で「密を避けること」は、人と人が密接に接する社会福祉事業にとっては、難題として運営に大きな影響を与えました。求められている対策を取るために、法人としてどう行うのか、アイディアをだし合い対応策をまとめたものが「社会福祉法人万葉の里 感染症対策タイムライン」です。このタイムラインは、今どの段階であるから、この対策と従事する職員が理解し対応策できるよう、そして不安な状況にある利用者、利用者ご家族に説明できるよう、一つのツールとして活用してきました。また、感染症の状況によって、対応策は変化することから、2回の間数回改訂し現在にいたっています。

法人が運営している事業において、感染症は発生しましたが、コントロール不可となるような感染拡大とならなかったことは、一つの成果として挙げられます。

(※巻末資料「事業継続に向けた新型コロナウィルス対策」参照)

②防災・緊急対応マニュアル

「防災・緊急対応マニュアル」の初版を作成して数年が経過しました。初版作成した際は、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震発生を受け、これまで想定していたより大きな揺れが発生する可能性が今後もあること、今回のことと次に活かすことを視点に作成されました。それから、11年が経過し、震度5の地震が年数回発生することを経験し地震への備えを更に強めました。また、昨今発生する台風による風雨、台風ではないが天候の影響を受けての風雨もまたこれまで経験したことがないものとなっています。

マニュアルの改訂は常に必要なことであり、改訂とともにそれを共有し、「いざ」という場面で活用できることが大切です。地震を想定しての訓練、台風発生時には自治体が示している「防災マップ」にて送迎時、崖崩れが発生する場所はどこかの確認を行う等、日々の中でもちょっとした気づけの訓練を行い、災害への意識レベルも高めていきたいと考えています。

③地域との繋がりの中で災害に備える

私どもは、国分寺市障害者センターの他に東戸倉、光町にそれぞれ拠点を設け事業を運営しています。その拠点には5つのユニットにてグループホームを運営しており、総勢27名の方が生活されています。災害が発生した際、地域の方々のサポートが必要となります。人力としても、そして心の支えとしても必要です。2拠点ともにそれぞれ自治体に加入し、地域の活動に積極的に参加し、顔と顔の見える繋がりに取り組んでいます。新型コロナウィルス感染症の発生以前は、防災訓練、夏まつりに利用者、職員と一緒に参加していました。昨今、そのような活動がないことがとても残念ではあります、時々地域の方が訪れてくださり、困りごとはないか等お声を掛けていただけるようになりました。今後もこの繋がりを大切にし、災害時には、私たちだからこそできる役割を担っていきたいと考えています。

2.1. 他施設・機関との連携状況

私たちは、地域にあるさまざまなネットワークに参加し、連携・協働することで支援が成り立ち、効果を発揮すると考えています。またネットワークに参加するだけではなく、障害者センターから発信して、新たなネットワークづくりも実践してきました。今後も地域での関係者とのさまざまな連携を大切に、地域の一員として関係を深めていきます。

①国分寺市における福祉の中心に関わる

国分寺市の指定管理者として障害者センターの運営に携わる中で、国分寺市における障害者福祉の中心に触れられてきたことが、法人としての支援力向上に繋がっていると感謝しています。障害者センターとして、市の重要な会議体の構成メンバーになれることが、市の政策を理解し、同時に現場の声を届けられ、福祉の発展の一翼を担えていると思います。

<法人職員が参加している市の設置による会議体>

障害者施策推進協議会、障害者地域自立支援協議会（相談支援部会、就労支援部会、精神保健福祉部会）、地域福祉推進協議会、障害者・高齢者虐待防止ネットワーク、若者支援地域ネットワーク会議、医療的ケア児支援関係者会議 等

②分野を超えたネットワーク

地域活動支援センターフラバサで実施している高次脳機能障害関係機関連絡会と発達障害者支援関係機関情報交換会では、障害福祉、高齢者福祉、児童福祉、医療、保健、教育、法律、当事者団体、家族会等の多岐に渡る関係機関と「顔の見える関係」を作ってきました。そこでは、当事者、家族、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、教員、保育士、弁護士、ケアマネージャー、ヘルパー、相談員等の様々な立場の人が集まり意見交換がなされます。それらの多岐に渡る視点での考え方や、情報に触れられることで、「新たな発見があった」、「地域での支援体制を整えるヒントになった」と参加者からも好評を得ています。今後もここで培ったネットワークを活かし、実際の支援や体制整備の場で、「協働」できる関係を作っていくたいと思います。

③緊急時に備えたネットワーク

地域生活支援拠点としての役割の一つとして、緊急時の受入・対応があります。緊急入所保護事業の利用の可能性が高い利用者については、市と基幹相談支援センターで事前に面談を行っており、いざという時のために備えています。実際の緊急時には基幹相談支援センターが中心となり、短期入所受け入れ利用調整を実施（24時間365日）し、状況に応じて障害者センターの短期入所利用につながります。

コロナ禍や保護者の緊急入院等で最近は相談が増えてきており、緊急入所保護事業の実施については相談支援事業所や他の短期入所事業所との情報共有等の連携が欠かせないものとなっています。相談支援事業所連絡会や施設担当者意見交換会等に積極的に関わり、地域生活支援拠点としての役割を果たして参ります。

2.2. 地域貢献の状況

①普及啓発活動

市民の皆さんに障害理解を深めてもらえるよう、障害に関する様々なテーマで講座を開催しています。当事者も毎回参加しているので、色々な立場から意見交換することで、相互理解につながっていると感じています。オンラインでの参加希望も増えているので、今後もハイブリッド方式（対面＋オンライン）で企画して、多くの方にご参加いただき、誰もが暮らしやすい地域づくりに繋がるように努めます。また、毎年4月2日の自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間（4月2日～8日）では、発達障害に関する啓発イベント（発達障害に関する書籍・グッズ紹介、パネル展示、切手アート展示など）を実施しています。今後は発達障害支援機関情報交換会に参加している事業所・団体にも呼びかけ、色々な形で啓発イベントを開催したいと考えています。

②次世代の育成

若い人たちの体験の場として、市内中学生の職場体験を毎年受け入れています。障害者センターの存在と役割を知ってもらい、当事者と直接接することで障害を少しでも理解し、色々な人たちが地域に暮らしているという「当たり前」に気付いて、地域の一員として関わっていく体験をして欲しいと願っています。また、市内の東京経済大学との連携としては、年1回授業への講師（当事者スピーカー）の派遣や、ゼミ学生の実践活動の場として、スイーツ販売（ビーむ）やリクリエーション活動（太陽）を実施しています。これから社会に出ていく若い世代が、経済と福祉をつなげ、ダイバーシティ（多様性）を肌で感じてもらえる機会ではないかと考えています。その他、専門家育成としては、国家資格である社会福祉士及び精神保健福祉士の実習を複数の大学から受け入れています。実習受け入れについては次世代の育成に貢献することはもちろんですが、実習指導者の資格取得、カリキュラム作成、現場の受入体制整備等を行うことで、法人自身の人材育成の質の向上にもつながっていると考えます。

これら様々な形で、次に社会を担っていく若者が色々な経験を通して、多様な人々が健やかで安心して暮らせる社会の実現に力を発揮していくことを願っています。

③地域貢献

市内の福祉の向上を目指すには、法人独自の取組だけでは限界があります。そのため市内の社会福祉法人・事業所がネットワークを組んで、地域貢献事業について取り組んでいけるよう令和元年11月に国分寺市社会福祉法人連絡会（事務局 国分寺市社会福祉協議会）が発足されました。法人相互の防災体制の構築や福祉避難所の体制整備等のテーマを手始めに話し合いをしました。分野を越えた法人で情報共有や連携体制を整えることで、誰もが安心して暮らせる街になるよう、法人としても積極的に連絡会に参加して地域に貢献して参りたいと思います。